

- 
- ◎議案第 4号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- ◎議案第 5号 白老町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を求める条例の制定について
- ◎議案第 6号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第7、議案第4号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第5号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を求める条例の制定について、議案第6号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、以上3議案を一括議題に供します。

議案第4号、議案第5号、議案第6号の提案の説明を願います。

坂東こども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） それでは議案第4号から説明させていただきます。

議4-1、議案第4号。白老町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年9月5日提出。白老町長。

続きましてページをちょっとめくっていただきまして4-25ページです。議案説明いたします。

白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

子ども・子育て支援法の交付及び就学前の子供に関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部が改正されたことに伴い市町村は家庭的保育事業等の設備及び運営について厚生労働省令で定める基準に従いまたは同基準を参酌し、その設備及び運営に関する基準を条例で定める必要があるため本条例を制定するものである。

続きまして今度はちょっとさかのぼっていただいて4-23ページです。

附則のところでは施行期日の第1条です。この条例は子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。

続きまして議案第5号です。5-1。白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が定める条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年9月5日提出。白老町長。

続きまして議案の説明をいたします。ページ数は5-27ページです。白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

子ども・子育て支援法が公布されたことに伴い同法第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項の規定に基づき、市町村は特定教育・保育施設設置者及び特定地域型保育事業者による当該施設及び事業の運営に際し内閣府令に定める基準に従いまたは道基準を参酌し、その運営に関する基準を条例で定める必要がため本条例を制定するものである。

続きましてちょっと前に戻りますが 5-25 に附則の中で施行期日が載っています。第 4 条、5-25 の一番上のほうにあります。この条例は法の施行の日から施行することとします。

続きまして議案第 6 号です。議 6-1 を見てください。白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定するものとする。

平成 26 年 9 月 5 日提出。白老町長。

続きまして議案説明です。議 6-9 を見ていただきたいと思います。議 6-9、議案説明。白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

子ども・子育て支援法の公布及び就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について厚生労働省令で定める基準に従いまたは同基準を参酌し、その設備及び運営に関する基準を条例で定める必要があるため本条例を制定するものである。

そしてもう一度戻りまして議 6-7 の一番下のほうに附則が載っております。施行期日です。この条例は子ども子育て支援法及び就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。

以上ご説明いたしました。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 6 号の提案の説明が終わりました。

これより議案第 4 号、5 号、6 号に対する質疑を許します。質疑がございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第 4 号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 4 号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第5号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保健事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に議案第6号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 白老町放課後児童の健全育成事業の設備及び運営に関する規定を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって議案第6号は原案のとおり可決されました。